

## 区分所有者の団体 宅建 H11-15-2 《#615》

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体である**管理組合**を構成することができるが、**管理組合の構成員となるか否かは各区分所有者の意思にゆだねられる。**

【答え】 誤り

★ 《ポイント》 区分所有者の団体 【★基礎必須】

区分所有者は、**全員**で、建物並びにその敷地及び附属施設の**管理を行うための団体**を構成し、この法律の定めるところにより、**集会**を開き、**規約**を定め、及び**管理者**を置くことができる。  
(区分法 3 条前段)

★ ⇒ 区分所有法上、区分建物には、**管理を行うための団体**(いわゆる**管理組合**)が**必ず存在**する

★ 区分所有者は、**必ず**、**管理を行うための団体の構成員**となる(強制加入団体)  
区分所有者でなくなったら、**管理組合の構成員**でなくなる

★ ⇒ **集会**を開き、**規約**を定め、及び**管理者**を置くことができる  
(**管理者は置かなくてもよい**)